

策 定 平成 30 年 2 月 8 日
変 更 令和 3 年 3 月 10 日

彦根市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

令和 3 年 3 月 10 日
彦根市農業委員会

「農業委員会等に関する法律」第 7 条に基づき定めた彦根市農業委員会に係る標記指針を以下のとおり改める。

記

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられ、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間では、遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積・集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地区ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、彦根市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月

10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)で「2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年(令和5年)を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行うこととしており、策定から3年を迎え中間見直しを行うものである。

また、当該年度の具体的な活動については、「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。本指針、当該年度の「目標及びその達成に向けた活動計画」及び前年度の実施状況である「目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」については、市ホームページで広く公表し、目標値の見直しにあたっては外部有識者による意見を求めるものとする。

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標（当初）

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	2,850ha	37ha	1.30%
3年後の目標 (平成32年4月)	2,850ha	32.5ha	1.14%
目 標 (平成35年4月)	2,850ha	28ha	0.98%

※1 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は「ゼロ」を目標とするところだが、当面は1%以下を目標とする。

※2 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積(H28年)を記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入
(変更後)

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
中間年（現状） (令和2年4月)	2,822ha	62.2ha	2.20%
目 標 (令和5年4月)	2,675ha	34.8ha	1.30%

※1 「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は「ゼロ」を目標とするところだが、急速に拡大していることから策定当初の数値を当面の目標とする。

※2 「遊休農地面積」は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

※3 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と上記※2「遊休農地面積」の合計を記入

※4 「中間年（現状）（令和2年4月）」欄は、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の「IV遊休農地に関する措置」に記載した数値とする。

※5 目標年度の「管内の農地面積」は推計値とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地パトロールと利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員の担当制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「農地パトロール」という。）と同法第32条第1項の規定に

よる利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 毎年8月頃に管内のすべての農地について、遊休農地の有無を現地で確認する農地パトロールを行います。昨年度のデータ等から、新規の遊休農地の有無も含めて、当日までに一度確認します。また、パトロールの結果、11月頃に利用意向調査を行い農地所有者の意向を確認します。この結果から、集積や耕作放棄地の解消につながるよう、可能な範囲で農地所有者と相談します。
- ☞ 日頃から、①遊休農地がどこにあるのか、②今は遊休農地でなくても、後継者のいない農業者の農地がどこにあるのかを把握します。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 遊休農地の所有者に対して、将来的に所有農地をどうするのか、意向を含めて相談に乗ります。その際、耕作条件が整っている農地は、農地中間管理機構に預けて担い手にしっかりと管理してもらうなどの提案をします。

○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 「全国農地ナビ」では、利用状況・所有者の意向・権利の種類など、条件を設定して表示させるシミュレーション機能があり、将来の望ましい農地利用の在り方の検討に積極的に活用します。

○従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 違反転用は見つけた時点で迅速に対応することが最も大切で、日常の活動の中で違反転用を発見した場合、また、過去から違反転用されている農地について把握するとともに、何か変化があれば解消するチャンスですので、まずは事務局に連絡します。役員会・ブロック・事務局と連携して解決していきます。

☞農地法による案件について、許認可後に申請通りに転用されているかなど継続して調査します。申請と違う目的に転用されている、申請書と明らかに異なる施工がされていて周辺の営農に支障がある場合などは、事務局まで報告します。特に、砂利採取を目的とする一時転用事案については、日常の監視を強化します。

②非農地判断について

○既に山林化、原野化し、農地への復元が困難な土地または、復元しても営農の継続が困難な土地については、地域の意向、関係機関との調整、及び農地転用制度との整合性を図りながら非農地判断を慎重に検討する。

【農業委員・推進委員の仕事】

☞鳥居本地域などの中山間地域や河川敷等において山林化・原野化している登記地目が農地のものについて、農業委員会内に専門委員会を設けて、検討していきます。

③ 遊休農地等に対する農地活用方法について

○ 市民農園の開設等、地域住民のニーズに応じた農地活用方法に関する調査・研究を行うとともに、取り組みの情報を広く提供することにより遊休農地の発生防止・解消に繋げる。

【農業委員・推進委員の仕事】

☞遊休農地の発生防止を含めた都市農地の有効利用の観点から、市街地およびその周辺農地についても、農産物供給機能の向上・地産地消や要請があれば農作業体験の促進などの活動を行います。

☞全国農業新聞・インターネットなどで先進事例を研究するとともに、先進地を視察し、各委員がそれぞれの地域で遊休農地の解消・防止に取り組み、その実践を広報誌やホームページで紹介していきます。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標（当初）

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (平成29年4月)	2,850ha	1,772ha	62.2%
3年後の目標 (平成32年4月)	2,850ha	1,909ha	67.0%

目標 (平成35年4月)	2,850ha	1,995ha	70.0%
-----------------	---------	---------	-------

※1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としているが、当面は70%を目標とする。

※2 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積（H28年）を記入

※3 これまでの集積面積は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入
(変更後)

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
中間年（現状） (令和2年4月)	2,760ha	1,957ha	70.9%
目標 (令和5年4月)	2,640ha	2,000ha	75.7%

※1 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としているが、中間時点で当初目標を達成したため、「彦根市農業振興ビジョン」に示す農地集積の目標面積を目標とする。

※2 「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※3 これまでの「集積面積」は、把握時点において担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

※4 「中間年（現状）（令和2年4月）」欄は、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」に記載した数値とする。

※5 目標年度の「管内の農地面積」は推計値とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人との農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体の位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 集落・地域での寄り合いや座談会に積極的に出席し、その中から各農業者の経営改善や後継者対策などの相談に乗ります。
- ☞ 担当集落・担当地域において話し合いを行い、将来の農地を誰に担ってもらうかをまとめたものが「人・農地プラン」です。市農林水産課の担当と連携しながら、未策定の地域は策定するよう働きかけます。令和2年3月

時点における作成状況は、対象となる 84 集落のうち 65 集落・55 プランが策定済みで、約 78%の策定率ですが、必要に応じてプランの見直しを働きかけます。

- ☞ 多面的支払交付金（まるごと）や環境保全型農業直接支払交付金など未取り組みの集落では取り組めるよう働きかけます。
- ☞ 将来の農村集落のあり方を話し合うのに、滋賀県が「地域農業戦略指針」を策定しており、講師の派遣などもしていただけるので積極的に利用し、地域での話し合いをすすめます。

②農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整および利用権の交換と再設定を推進する。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 地元の営農組織や担い手（認定農業者）とふだんから緊密に連携を取りながら、農地の集積・集約化に取り組みます。

③農地中間管理機構との連携について

- 農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

【農業委員・推進委員の仕事】

- ☞ 地域において、農地中間管理機構に貸し付けを希望する農地所有者からの申し出があった場合や集落等で農地の出し手と受け手の調整が整えば農地中間管理機構を利用して農地集積・集約化を行います。
- ☞ 農地中間管理機構を利用した事業など農業関係の補助金等は情報が急にでてくることもあるので、事務局からの情報や全国農業新聞など情報の収集に努め、積極的に利用します。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取り扱い

- 農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で中間管理権の設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

【農業委員・推進委員の仕事】

☞ 地元に情報がなく、市外や遠方の農地所有者が不明の場合は、まず事務局まで連絡します。事務局で政令に基づき探索を行いますが、それでも不明であれば、上記の方法により利用権を設定することも可能ですので、受け手の意向を踏まえたマッチングを行います。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (当初)

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年4月)	1人 (0.5ha)	0法人 (0ha)
3年後の目標 (平成32年4月)	3人 (1.5ha)	3法人 (20ha)
目 標 (平成35年4月)	5人 (2.5ha)	5法人 (36ha)

※1 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

(変更後)

	新規参入者数 (個人) (新規参入者取得面積)	新規参入者数 (法人) (新規参入者取得面積)
中間年 (現状) (令和2年4月)	1人 (0.5ha)	1法人 (10ha)
目 標 (令和5年4月)	3人 (1.5ha)	3法人 (25ha)

※1 新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算していたが、南部地域の集積が進展し、新規参入の余地が縮小するとともに、集落営農組織の法人化も一段落し新たな法人化が見込めないため、目標を下方修正する。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関と連携

○ 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者 (法人を含む。) を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

..... **【農業委員・推進委員の仕事】**

- ☞ 新規就農の相談があった場合は、市農林水産課、県湖東農業農村振興事務所農産普及課、湖東地域農業センター（JA）などが新規就農の相談窓口となっていますので、紹介します。
- ☞ 農地の賃借や取得について地元との調整が難しいような場合や広域での希望がある場合は、事務局に連絡します。農地中間管理機構や市農林水産課などと連携しながら調整します。
- ☞ 新規就農者を確保・育成するために、希望がある場合は、行政・大学や企業などと連携してインターンシップや研修の事業などを推進します。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

..... **【農業委員・推進委員の仕事】**

- ☞ 全国的には、農地や権利設定の交換を行い、一定規模を集積して企業が参入した例もあります。積極的な情報の収集を図るとともに、このような打診があれば、地元との調整を行います。事務局、市農林水産課、農地中間管理機構などと連携して推進していきます。

③ 農業委員会によるフォローアップ活動について

- 農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで、情報の収集に努め、新規就農者の受入れとフォローアップ体制の整備に努める。
- 農業委員会は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入れ条件の整備に努めるとともに、営農指導等後見人的な役割を担う。

..... **【農業委員・推進委員の仕事】**

- ☞ 新規就農者の場合、それぞれの地域の慣習や取決め事などに詳しくないこともあるため、地域と調和して耕作してもらえよう、各委員が相談に乗り新規就農者を指導します。

④ 別段面積の見直しの検討

..... **【農業委員・推進委員の仕事】**

- ☞ 新規就農を目指す場合に、農地の取得・権利設定を行おうとする際、農地法第3条による下限面積があります。さらに、彦根市では地域に応じて別段面積（地域ごとの下限面積）の規定を設けていますが、農業委員会内に設けた専門委員会において、実情に応じた面積の検討をします。
- ☞ 新規参入を希望されるに際しては、経営規模や営農計画等を審査し、適切な農地の権利取得が図れるよう指導します。